

高金利国際機関債ファンド(毎月決算型) 第88期分配金のお知らせ

平素は「高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、第88期決算(2016年6月)を迎え、当期の分配金額(1万口当たり、税引前、以下同様)を、前期の50円から35円に引き下げることに致しましたことをご報告申し上げます。

当社では、基準価額水準や市場動向、ファンドの収益状況等を総合的に勘案し、今回の分配金額を決定しました。一方、当ファンドの設定後の基準価額は、現在調整局面を迎えていますが、設定来騰落率は+28.27%(2016年6月24日現在、税引前分配金再投資ベース)と、プラスを維持しています。

今後の運用につきましては、従来同様の運用方針に基づき、世界の国際機関債等へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行ってまいります。

引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額および分配金(1万口当たり、税引前)の推移



分配金(1万口当たり、税引前)の推移

第1期～第2期 09年3月～09年4月	第3期～第4期 09年5月～09年6月	第5期～第20期 09年7月～10年10月	第21期～第32期 10年11月～11年10月	第33期～第49期 11年11月～13年3月
80円	90円	100円	120円	100円

第50期～第64期 13年4月～14年6月	第65期～第72期 14年7月～15年2月	第73期～第78期 15年3月～15年8月	第79期～第87期 15年9月～16年5月	第88期 16年6月	設定来累計
110円	90円	70円	50円	35円	8,355円

※ 分配金額は、各決算期において、委託会社が収益分配方針に基づき決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

後掲の「ファンドの投資方針・特色および注意事項」を必ずご覧ください。

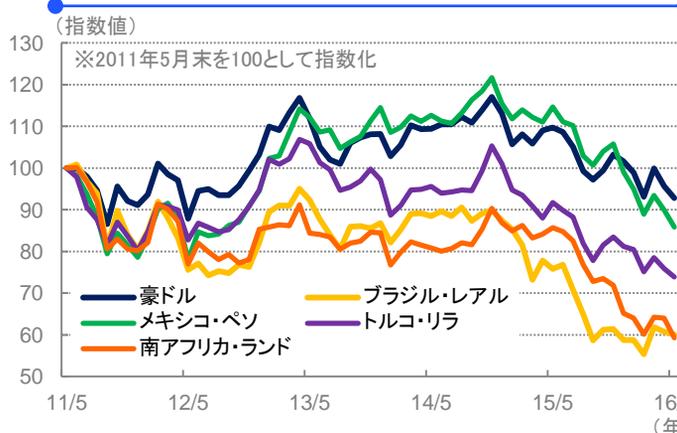
分配金額引き下げの理由について

基準価額水準や市場動向、ファンドの収益状況等を総合的に勘案し、分配金額を引き下げました。

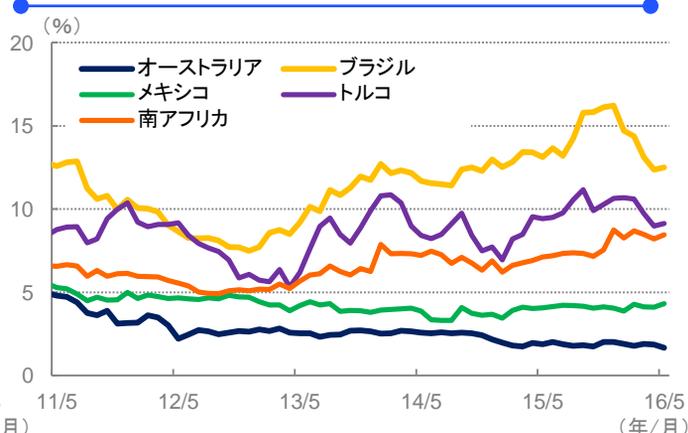
当ファンドは2008年12月10日に運用を開始し、その後、毎月分配を継続してまいりました。設定後は、収益分配方針に基づき分配金額を数回にわたり変更した後、2015年9月の第79期決算以降は50円の分配金額をお支払いしてまいりました。

しかしながら、足元では、投資対象通貨(豪ドル、ブラジル・リアル、メキシコ・ペソ、トルコ・リラ、南アフリカ・ランド)の対円での下落に伴う為替市場要因のマイナスを主因として当ファンドの基準価額は下落し、また安定的な収益源である債券のインカム収益(円換算ベース)も以前と比べ減少しています。(次ページにつづく)

過去5年間の為替レート(対円)の推移



過去5年間の2年国債利回りの推移



出所：FactSetデータより明治安田アセットマネジメント作成 期間：2011年5月末～2016年5月末

基準価額の変動要因(過去1年間)

(期間 2015年5月25日～2016年5月24日)

(単位:円)

基準価額	2015年5月25日		2016年5月24日		騰落額		
	7,508		5,477		-2,031		
	2015年6月	2015年7月	2015年8月	2015年9月	2015年10月	2015年11月	
基準価額騰落額(前月末比)	-32	-309	-537	-452	+301	+64	
①為替市場要因	+42	-290	-478	-420	+285	+110	
②キャピタル収益(債券市場要因)	-39	+17	-23	-13	+35	-26	
③インカム収益(債券市場要因)	+43	+41	+41	+38	+38	+35	
④収益分配金	-70	-70	-70	-50	-50	-50	
⑤信託報酬等	-8	-7	-7	-7	-7	-6	
期間	2015年12月	2016年1月	2016年2月	2016年3月	2016年4月	2016年5月	過去1年間累計
基準価額騰落額(前月末比)	-361	-393	-159	+180	+80	-413	-2,031
①為替市場要因	-322	-395	-130	+202	+96	-384	-1,684
②キャピタル収益(債券市場要因)	-19	+23	-6	+3	+5	-5	-48
③インカム収益(債券市場要因)	+36	+36	+33	+31	+35	+32	+439
④収益分配金	-50	-50	-50	-50	-50	-50	-660
⑤信託報酬等	-6	-7	-5	-6	-6	-5	-77

※基準価額の変動要因(為替市場要因、債券市場要因(キャピタル収益、インカム収益)、収益分配金、信託報酬等)は月次ベース、1万口当たり税引前を上記期間で累計して算出。要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

分配金額引き下げの理由について(つづき)

当ファンドのこれまでの基準価額の変動要因をみると、債券市場要因の安定したインカム収益の積み上げが当ファンドのパフォーマンスの下支え要因としてプラスに働きました。

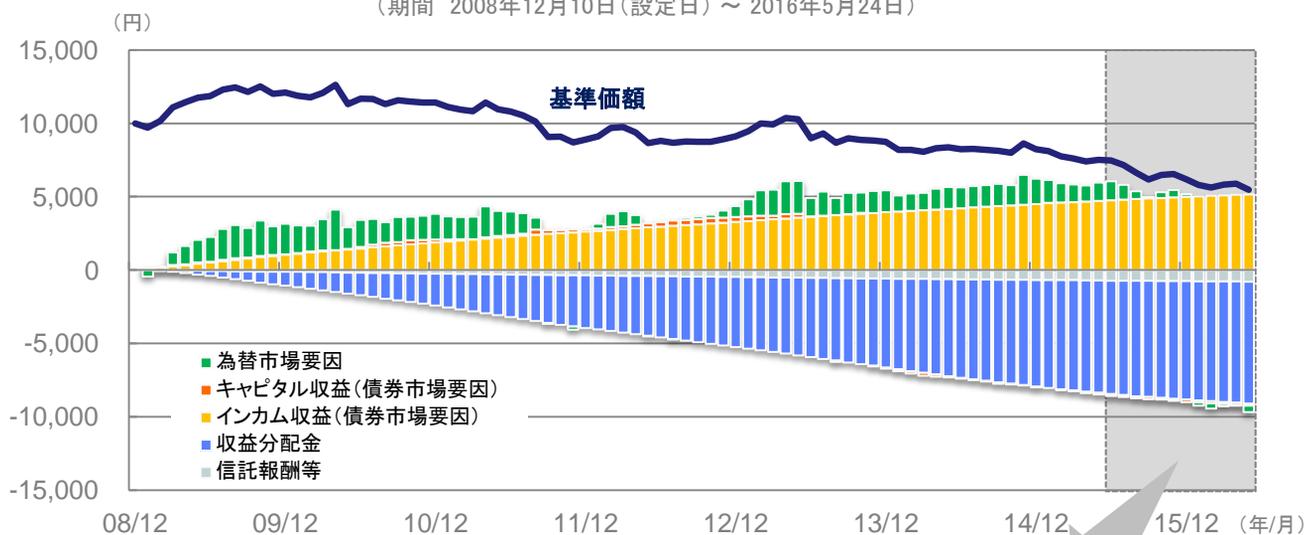
しかしながら、ここ数年来、投資対象5通貨の債券から得られるインカム収益の低下傾向が続き、決算期中のインカム収益を超える額を過去の蓄積等(分配準備積立金等)から充当してまいりました。

このような収益状況等を総合的に勘案し、今後も安定した収益の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指す運用を行うべく、第88期決算(2016年6月)の分配金額を前期の50円から35円へ引き下げることに致しました。

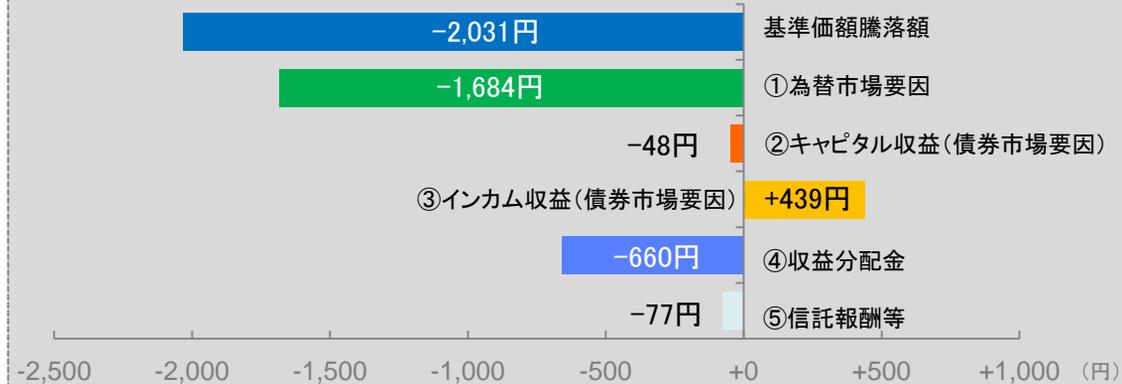
今回の分配金額の引き下げは、一段の基準価額下落の抑制と、今後の安定した収益の確保に寄与するものと思われま。なお、分配金は預貯金の利息と異なり投資信託の純資産から支払われますので、分配金(税引前)と分配落ち後基準価額の合計は分配金の額にかかわらず同額となります。(6ページご参照)

基準価額の変動要因(累積ベース)

(期間 2008年12月10日(設定日)～2016年5月24日)



(過去1年間 2015年5月25日～2016年5月24日)



※基準価額の変動要因(為替市場要因、債券市場要因(キャピタル収益、インカム収益)、収益分配金、信託報酬等)は月次ベース、1万口当たり税引前を上記期間で累計して算出。要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

最近の市場動向について

為替面では、米国の利上げ観測を受け、「新興国や資源国から投資資金が流出する」との懸念が再燃し、当ファンドの投資対象通貨は大きく下落しました。

FRB(米連邦準備制度理事会)の利上げ開始(2015年12月)後も、世界経済の先行き懸念等で世界的な株安の連鎖となり、一段安となりました。その後、「利上げペースを緩める」と示唆したFRBの慎重な姿勢などで市場の不安は和らぎ、これら通貨は総じて下げ止まりつつあります。

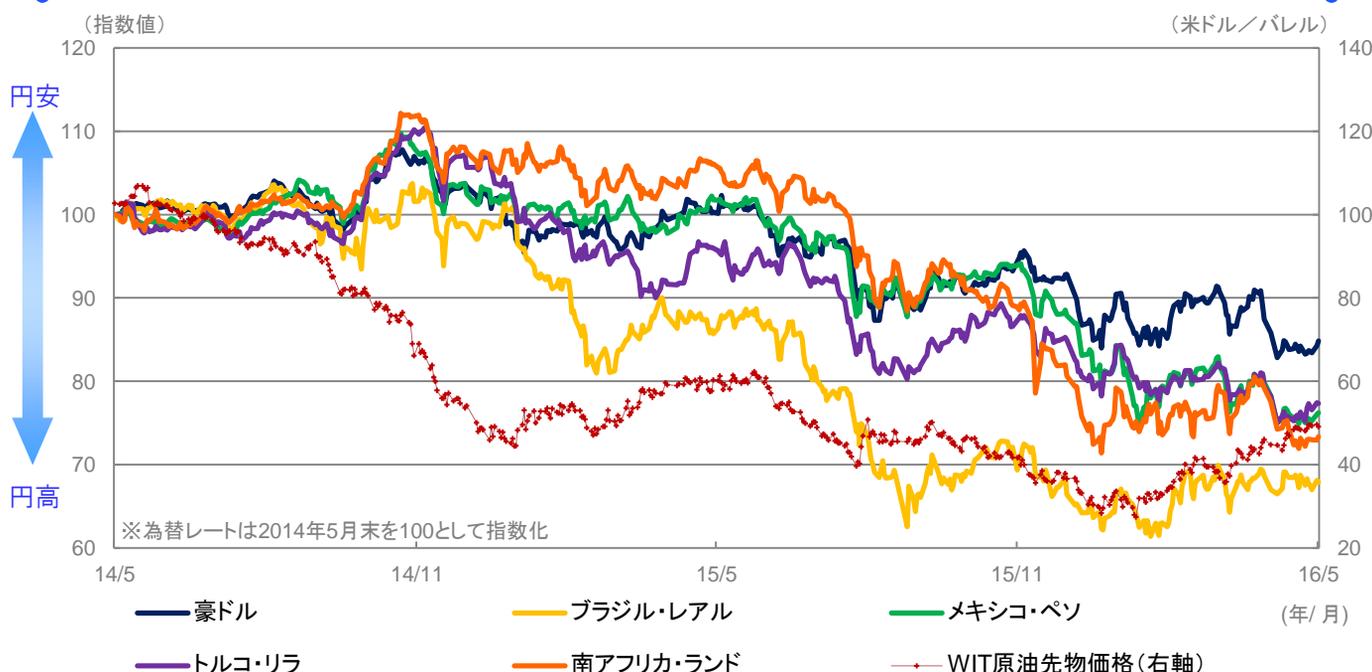
金利面では、当ファンドの投資対象国では、オーストラリアは政策金利引き下げ等で国債利回りは低下傾向、その他の国では通貨安に伴うインフレ懸念等で概ね上昇傾向にあります。

今後の見通しについて

新興国および資源国の通貨は、米国の利上げペースを巡る市場の思惑などで、当面、不安定な動きが継続するとみられます。もっとも、利上げを慎重に進めるFRB(米連邦準備制度理事会)の姿勢や原油など資源価格の持ち直し傾向などが市場心理を改善する要因となり、これら通貨の持ち直しの動きを下支えすると期待されます。

新興国や資源国の経済ファンダメンタルズ(基礎的条件)は改善する兆しもみられ始めています。各国の経済活動は低調なものの、景気の落ち込みは総じてやや和らぎつつあります。各国通貨の下げ止まり傾向は、インフレ圧力を弱め、「投資資金が新興国や資源国に再び流入する」との市場の期待にもつながります。総じて下げ止まりつつある新興国および資源国の通貨ですが、当面、不安定な動きは続くともみられ、先行き各国の景気が回復に向かえば徐々に持ち直しの動きが明確になっていくと考えています。(次ページにつづく)

最近の為替レート(対円)と原油価格の推移



出所：FactSetデータより明治安田アセットマネジメント作成 期間：2014年5月末～2016年5月末

※上記は、過去の実績および作成時点の見解を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

今後の見通しについて(つづき)



オーストラリア

オーストラリア経済は、鉱山資源関連投資の低迷を個人消費など他の内需や輸出が補う形で景気はゆるやかに回復しつつあります。2016年1-3月期の経済成長率(GDP)前年比は3.1%増と、3年半振りの伸びでした。中央銀行はデフレ回避のため5月に利下げしました。

市場では、予想外に堅調なGDPなどで年内の追加利下げ観測はやや後退しています。オーストラリア・ドルは主要通貨に対し当面、比較的底堅く推移するとみています。



ブラジル

ブラジル経済は、中央銀行が発表するエコノミスト予想によれば2016年の経済成長率はマイナス、2017年は小幅のプラスと低迷が続くとされています。

ブラジル・レアルは、大統領の失職を織り込みつつあり、足元では落ち着いた動きを見せていますが、通貨当局が自国通貨買い介入に積極的でないとみられることや実体経済の改善には時間を要することから、上値は限定的とみています。



メキシコ

メキシコ経済は、堅調な個人消費が全体を下支えし、緩やかなペースで拡大しています。

景気、物価等のマクロ環境は安定しており、政策当局も金融・財政政策を総動員して自国通貨の安定を維持するとの強いメッセージを発していることから、足元の外部要因による下落が一巡すればメキシコ・ペソ相場は安定感を強めるものとみています。



トルコ

トルコ経済は、企業部門では、鉱工業生産が増加基調にあり、生産者の景況判断も上向きです。家計部門では、個人消費は堅調で消費者心理は引き続き上向いています。

景気は良好な状況が続いていますが、今後は強権姿勢を強める大統領による金融政策への関与がさらに強まると予想されることや、内政・外交問題の経済への影響顕在化が懸念されることから、トルコ・リラの上値は重いとみています。



南アフリカ

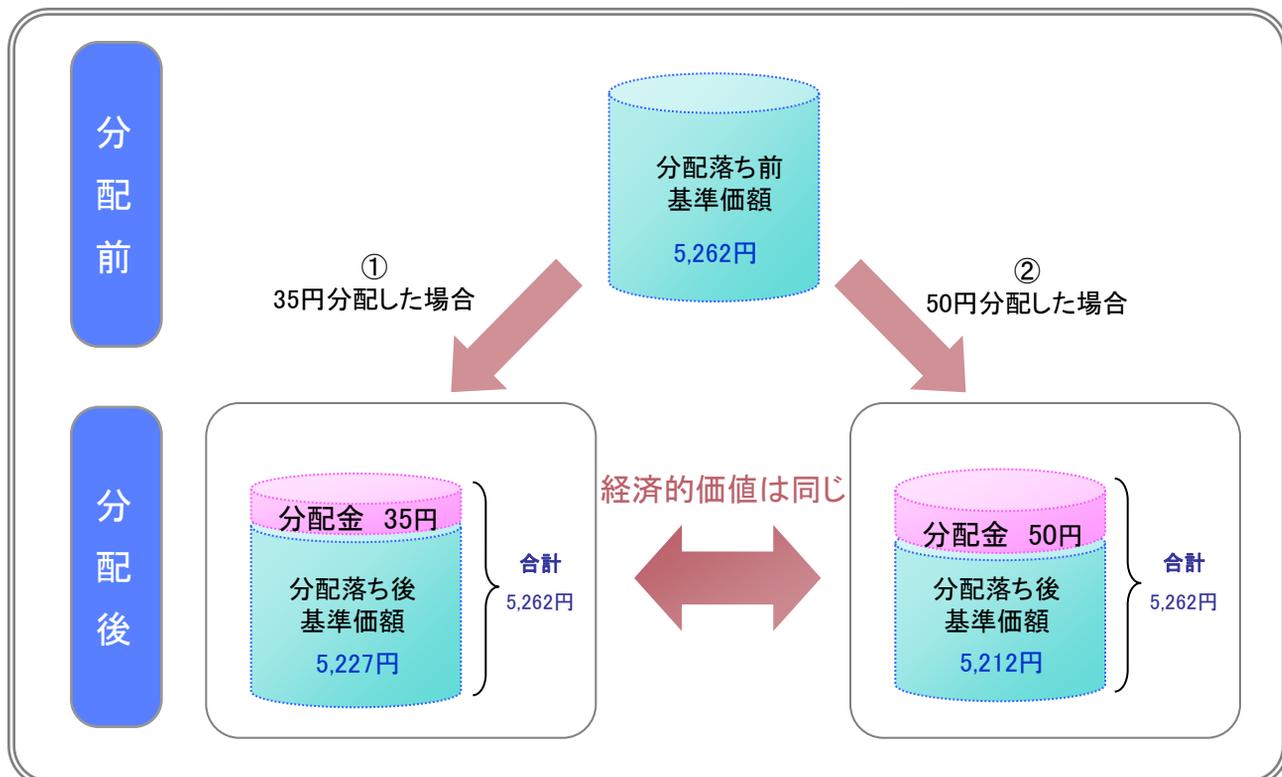
南アフリカ経済は、製造業PMI(購買担当者景気指数)が上昇したほか、企業景況感も改善を続けている一方で、足元の失業率は上昇し、製造業生産や小売売上高の伸びが鈍化しています。

経済成長率が一段と鈍化するとの見方に加え、格下げ懸念や政治的な先行き不透明感は今南アフリカ・ランドの押し下げ要因になると考えられますが、政策金利が比較的高い水準で維持されると見込まれることは一定の下支えになるとみられます。

分配金額を引下げた場合の基準価額について

分配金はファンドの運用成果の一部として決算日に信託財産の中から、受益者の皆さまにお支払いするものです。したがって決算日に分配金を支払った場合には、それに応じて基準価額が変わります。つまり、今回分配金額を前期に対し15円引き下げましたが、この引き下げ相当分はファンド内に留保され、分配落ち後の基準価額は分配金額を引き下げない場合と比べ15円高くなります。

分配金と分配落ち後の基準価額の合計を下図の①、②のケースで比較すると、分配落ち前の基準価額と変わりません。即ち、①と②のケースの経済的価値は同じであり、①のケースは、お受取りになる分配金が少なくなる反面、基準価額は高めになります。一方、②のケースは、お受取りになる分配金が多めとなる反面、基準価額は低めになります。



※基準価額の数値は2016年6月24日決算の数値を使用しています。7ページ記載の「収益分配金に関する留意事項」もあわせてご覧ください。

※分配金は、1万口当たり、税引前の金額で表示しています。税金による影響は考慮しておりません。

当ファンドの分配方針について

分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。したがって、運用環境の変動等により分配金額を変更する可能性があります。

当ファンドでは、毎月24日(決算日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

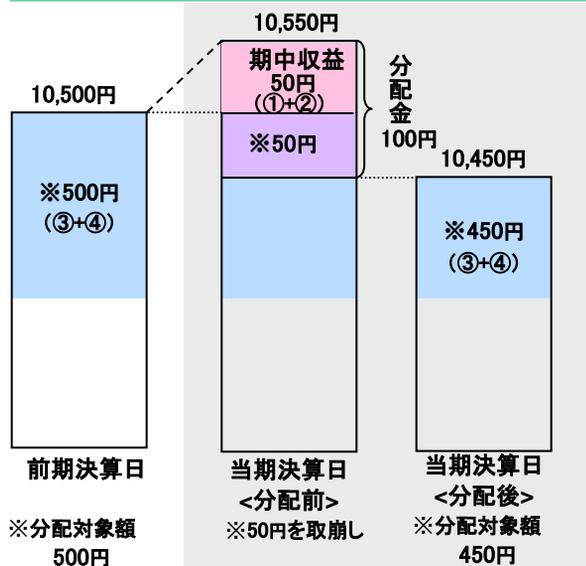


*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

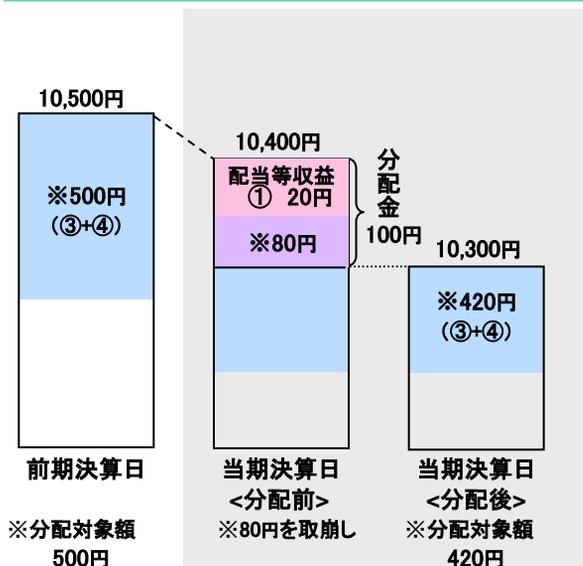
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

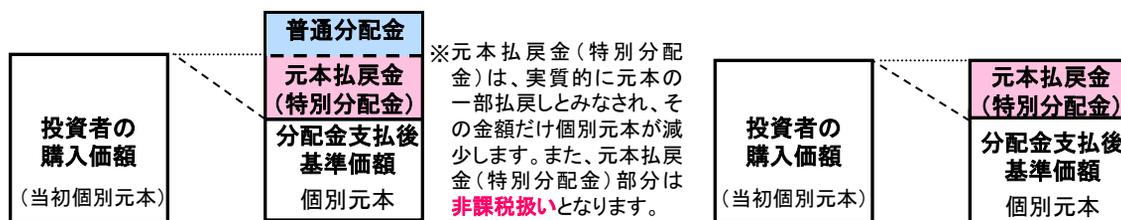
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書等)」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドの投資方針・特色およびご注意事項

《ファンドの投資方針・特色》

- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドへの投資を通じて、世界の国際機関債等へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
- 各マザーファンドを通じて投資する国際機関債等は、原則として、取得時においてAAA格相当の格付けを取得しているものに限りします。
- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドを通じて投資する4通貨(ブラジル・リアル、メキシコ・ペソ、トルコ・リラ、南アフリカ・ランド)の外貨建資産について、カントリーリスク・市場リスク等が増大する場合には、豪ドル建資産を増やすことや円建の国債等に投資する場合があります。さらに、豪ドル債マザーファンドを通じて投資する豪ドル建ソブリン債等について、前記リスク等が増大する場合には、円建の国債等に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- 毎月24日(決算日が休日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

《投資信託ご購入時の注意事項》

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

《当資料ご利用にあたってのご留意事項》

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

●設定・運用は

 明治安田アセットマネジメント

商号等 / 明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787
(営業日の午前9:00~午後5:00)
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

【投資リスク】 ※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ 基準価額の変動要因

高金利国際機関債ファンド（毎月決算型）はマザーファンドを通じて、債券（公社債）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
カントリーリスク	投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【手続・手数料等】 ※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。(基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ) ※基準価額については販売会社または委託会社までお問合せください。
購入代金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、シドニーの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消しができるものとします。
信託期間	無期限(2008年12月10日設定)

繰上償還	受益権の口数が30億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月24日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公告	原則、電子広告により行い、ホームページ(http://www.myam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入価額に <u>3.24% (税抜3.0%)</u> を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 <u>年1.188% (税抜1.1%)</u> の率を乗じて得た額とし、運用管理費用(信託報酬)は毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支払われます。		
	配分	料率(年率) 役務の内容	
	委託会社	0.54% (税抜0.5%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
	販売会社	0.594% (税抜0.55%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.054% (税抜0.05%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	<u>1.188% (税抜1.1%)</u>	運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率	
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054% (税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。 		

※当該手数料等の合計額については、ご投資者の皆様ご自身の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金 ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は、個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して・・・ 20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して・・・ 20.315%

- ・上記は、2016年4月末現在のものです。
 - ・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は満20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
 - ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 野村信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	日本証券業協会
	株式会社但馬銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号	日本証券業協会
	株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号	日本証券業協会
	株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	日本証券業協会
	株式会社静岡中央銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第15号	日本証券業協会
証券会社	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	日本証券業協会
	カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
信用組合	全国信用協同組合連合会 ※	登録金融機関 関東財務局長(登金)第300号	

※全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。